

# 兵庫県屋外広告物条例 しおり

～みんなでつくる広告景観～



平成 25 年 3 月  
兵 庫 県

## はじめに

---

兵庫県は、日本海から太平洋に至る広大な県土から成り立っており、多様な風土と豊かな歴史・文化・伝統などを持つ個性あふれる地域により構成され、数々の素晴らしい景観があります。

一方、情報の発信者及び受け手にとって有益な伝達方法として広く一般に親しまれ、良質なものは街を活気づける要因にもなる屋外広告物が、街なかや田園地帯の区別なく、主要幹線沿道や観光地などに無秩序に乱立し、その素晴らしい景観を阻害することは少なくありません。

成熟社会を迎えた今日、人々の価値観も変わり、その基準は「量から質へ」「画一性から個性へ」と転換し、素晴らしいまちなみ景観について一層の質の向上を図ることが求められます。良好な景観に配慮し、周辺環境と調和した屋外広告物を表示することが更に重要であり、これを受けて平成 16 年に屋外広告物法及び兵庫県屋外広告物条例が改正され、簡易除却の対象物件の拡大や屋外広告業の登録制度が導入されました。

成熟社会にふさわしい新しい兵庫“美しい兵庫”の実現に向け、ルールを守り地域の景観と調和した広告物を表示するため、しおりをご活用いただければ幸いです。

## 目 次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| ・ 屋外広告物の定義及び屋外広告物条例における概要 | 3  |
| ・ 禁止物件                    | 5  |
| ・ 禁止地域抜粋                  | 6  |
| ・ 許可地域及び許可の基準抜粋           | 9  |
| ・ 適用除外広告物抜粋               | 15 |
| ・ 適用除外広告物における許可等の基準抜粋     | 17 |
| ・ 屋外広告業の登録                | 20 |
| ・ 許可申請手続き                 | 22 |
| ・ その他の事項                  | 24 |
| ・ 屋外広告物条例抜粋               | 25 |
| ・ 屋外広告物規制概要図              | 33 |



# 屋外広告物の定義及び屋外広告物条例における概要

## 屋外広告物の定義

規制の対象となる「屋外広告物」とは、常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、のぼり旗などをいいます。

また、広告物を表示等するための架台若しくはおもりなども規制の対象となります。

このため、商業広告だけでなく、営利を目的としないものであっても、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、屋外広告物となります。

なお、文字により表示されたものだけでなく、絵、商標、シンボルマークなど一定の観念、イメージなどが表示されているものも屋外広告物に含まれます。

ただし、次のようなものは屋外広告物に含まれません。

- 街頭で配布されているチラシなどの定着性のないもの
- 建築物の窓ガラス等の内側から表示等されているもの
- 駅、乗船場、空港等の改札口の内側の人に対して表示されている改札口の内側にある広告物
- 工場、野球場、遊園地等で、その構内にいる特定の人を対象とするもの
- 音響広告 など

## 兵庫県屋外広告物条例における概要

### 目 的

屋外広告物及び広告物を掲出する物件並びに屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観若しくは風致（自然の美しさ）の維持及び公衆に対する危害を防止し、併せて地域の良好な景観の形成を図ることを目的としています。

（ 公衆に対する危害とは、屋外広告物の倒壊等における直接的な危害と屋外広告物を設置することにより、見通し不良又は信号機、道路標識の妨害等による危害も含まれます。 ）

### 条例の適用範囲

兵庫県内における神戸市域、姫路市域、尼崎市域及び西宮市域を除く全域

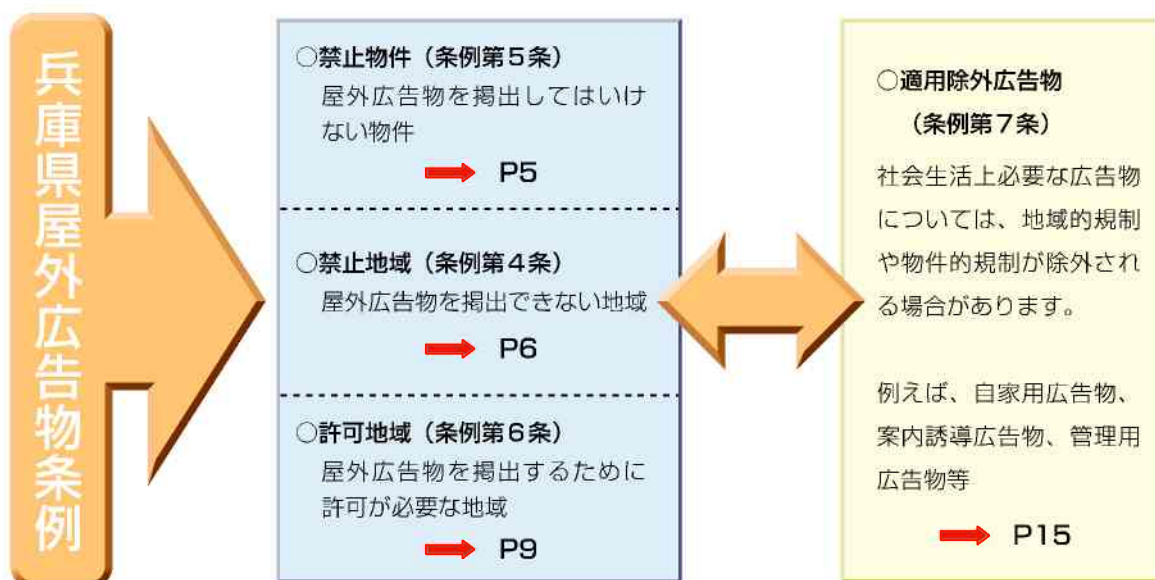
神戸市域：神戸市屋外広告物条例  
姫路市域：姫路市屋外広告物条例  
尼崎市域：尼崎市屋外広告物条例  
西宮市域：西宮市屋外広告物条例

が適用されます。

## 規制の概要

良好な景観若しくは風致維持、公衆に対する危害の防止及び地域の良好な景観の形成を図るため、特定の地域や場所において屋外広告物を掲出することを禁止しており、その他の地域や場所についても掲出にあたって許可が必要です。

また、信号機や街路樹など屋外広告物を掲出してはいけない物件を決めています。



## 禁止広告物

禁止物件、禁止地域、許可地域及び適用除外広告物に関係なく、以下の広告物を掲出することはできません。（条例第9条）

- ①著しく汚染、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- ②著しく破損し、又は老朽化したもの
- ③倒壊又は落下の恐れがあるもの
- ④信号機や道路標識等に類似し、又はこれらの効力を妨げるようなもの
- ⑤道路交通の安全を阻害し、又は阻害する恐れがあるもの

# 禁止物件

禁止物件とは、屋外広告物が掲出されることにより、その本来の機能が阻害されるとともに、良好な景観若しくは風致の維持や公衆に対する危害防止に支障をきたす恐れがあることから、掲出を原則禁止している物件を指定したものです。

## 広告物を掲出できない物件（条例第5条第1項）

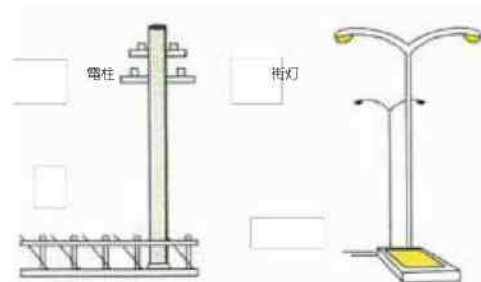
- ①橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- ②石垣、擁壁その他これらに類するもの
- ③街路樹及び路傍樹
- ④信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
- ⑤パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- ⑥知事が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの  
※知事が指定する区域とは、国立公園・国定公園・県立自然公園の特定地域、風致地区（用途地域を除く）など、特に景観に配慮を要する区域
- ⑦消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- ⑧郵便ポスト及び公衆電話ボックス
- ⑨発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑩煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- ⑪銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- ⑫景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
- ⑬景観の形成等に関する条例による景観形成重要建造物及び景観形成重要樹木
- ⑭道路の路面



## はり紙、はり札、広告旗及び立看板を表示できない物件（条例第5条第2項）

- ①電柱、街灯その他これらに類するもの（上記⑥以外）
- ②アーチの支柱及びアーケードの支柱

はり紙・はり札・立看板の禁止



# 禁止地域抜粋

禁止地域とは、主として良好な景観又は風致を維持するため、屋外広告物の掲出を禁止する必要がある特定の地域や場所を指定したものです。

なお、自然豊かな地域、都市環境の優れた地域、道路及び鉄道沿道地域など様々な特性を有する地域が含まれているため、第1種から第3種までの地域に区分されます。

(条例第4条)

①第1種低層・中高層住居専用地域、第2種低層・中高層住居専用地域

【第2種禁止地域等】

②風 致 地 区

【用途地域は第2種禁止地域、それ以外は第1種禁止地域等】

③景観形成地区

【第2種禁止地域等】

④緑豊かな環境形成地域

【緑条例第9条第1項第1号、第2号及び第3号は第1種禁止地域、第9条第2項区域は第2種禁止地域等】

⑤重要文化財、史跡名勝天然記念物等

【第1種禁止地域等】

⑥風致保安林

【第1種禁止地域等】

⑦国立公園、国定公園、県立自然公園

【普通地域は第2種禁止地域、それ以外は第1種禁止地域等】

⑧兵庫県自然環境保全地域、環境緑地保全地域

【特別地区は第1種禁止地域、普通地区は第2種禁止地域等】

⑨保存樹林のある地域

【第1種禁止地域等】

⑩都 市 公 園

【第2種禁止地域等】

⑪官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所敷地

【第2種禁止地域等】

⑫古墳、墓地、火葬場及び葬儀場の敷地並びに社寺、教会の境域

【第2種禁止地域等】

⑬指定する道路、鉄道等の区間及びその沿道、沿線地域

⑭指定する河川、池沼等及び付近の地域

⑮指定する空港及び付近の地域

⑯指定するその他の公園・緑地等の公共空地



「指定地域」  
については P7

## 指定地域（抜粋）【指定された道路の沿道等における規制区分】

### 1. 高速自動車国道、自動車専用道路

| 種 別     | 地 域                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1種禁止地域 | ①展望できる地域で路端から1,000m以内を禁止地域とする路線<br>(路端から200m超1,000m以内の用途地域を除く)<br>中国自動車道、山陽自動車道(播磨ジャンクションから播磨新宮インターチェンジを含む)、<br>舞鶴自動車道、本州四国連絡道路、播但連絡道路、遠坂トンネル道路、<br>北近畿豊岡自動車道路、中国横断自動車道姫路鳥取線、鳥取豊岡宮津自動車道                                                                                    |
| 許可地域    | 路端から200m超1,000m以内の用途地域等<br>(野立広告物の禁止〔特定区域〕 遠坂トンネル道路以外)                                                                                                                                                                                                                     |
| 第3種禁止地域 | ①展望できる地域で路端から200m以内を禁止地域とする路線<br>名神高速道路、第2神明道路・加古川バイパス・姫路バイパス・太子竜野バイパス、<br>阪神高速道路湾岸線、阪神高速大阪池田線(延伸部)、東播磨南北道路<br>②展望できる地域で路端から50m以内で路上から15m以下の空間を禁止<br>阪神高速道路神戸西宮線、大阪西宮線<br>③展望できる地域で路端から100m以内を禁止<br>神戸淡路鳴門自動車道(淡路市内東浦及び北淡インターチェンジ 料金所出口付近)<br>北近畿豊岡自動車道路(八鹿氷ノ山インターチェンジ 付近) |

### 2. 一般道路等

| 種 別     | 地 域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1種禁止地域 | ①展望できる地域で路端から1,000m以内を禁止地域とする路線(用途地域を除く)<br>ア 県道相生穴栗線、円山川右岸道路<br>イ 県道加美穴栗線、県道香美久美浜線(一部、第3種禁止地域あり)、芦有開発有料道路、<br>県道鳴門観潮線・県道阿万福良湊線                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 許可地域    | 路端から1,000m以内の用途地域等の区域<br>(上記ア路線の路端から200m以内で用途地域の区域は野立広告物の禁止〔特定区域〕)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 第3種禁止地域 | ①展望できる地域で路端から100m以内を禁止区域とする路線<br>(用途地域、町の中心的地域等を除く)<br>国道2号(相生市以西)、9号、28号、29号、173号、175号、176号、178号、<br>179号、250号(たつの市以西)、312号、372号、373号、426号、427号、428号、<br>429号、482号<br>県道豊岡瀬戸線、香住村岡線、姫路上郡線、たつの相生線、養父穴栗線、青垣柏原線、<br>川西篠山線、西脇三田線、加古川三田線、三木穴栗線、多可北条線、厚利社線、篠山<br>三和線、三田後川上線、三木三田線、浜坂井土線、穴栗下徳久線、吉永下徳久線、川<br>西三田線、三田篠山線、黒石三田線、曾地中三田線、塩瀬宝塚線、若桜下三河線、篠<br>山山南線、福良江井岩屋線、洲本五色線、太谷鮎原神代線、富島久留麻線、洲本灘賀集線、<br>豊岡日高線、日高竹野線、網干たつの線、丹南篠山口インター線、大沢新東吹線、有<br>馬富士公園線、野島浦線、生穂育波線<br>市道993号・1725号、三田市道有馬富士公園線など |
| 許可地域    | 路端から100m以内の用途地域、町の中心的地域の区域及び路端から100m超<br>1,000m以内の区域等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

| 種 別            | 地 域                                                                                                                             |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 許可地域<br>(特定区域) | ①展望できる地域で路端から100m以内における区域を許可地域の特定区域とする路線<br>明姫幹線<br>県道川西篠山線、尼崎池田線、三田幹線、神戸三木線<br>市道平野尾上線、市道野口線、市道鹿島幹線道路・県道曾根魚橋線・市道松陽幹線道路、市道塩屋御崎線 |

### 3. 新幹線・一般鉄道等

| 種 別            | 地 域                                                                                            |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1種禁止地域        | ①展望できる地域で路端から1,000m以内の区域を禁止（用途地域を除く）<br>山陽新幹線                                                  |
| 許可地域           | 路端から1,000m以内の用途地域等の区域<br>（路端から200m以内の区域は野立広告物の禁止〔特定区域〕）                                        |
| 第3種禁止地域        | ①展望できる地域で路端から100m以内の区域の禁止（用途地域を除く）<br>山陽本線、福知山線、山陰本線、播但線、加古川線、姫新線、赤穂線、智頭鉄道智頭線                  |
| 許可地域           | 路端から100m以内の用途地域及び路端から1,000m以内の区域<br>（路端から100m以内の区域は野立広告物の禁止〔特定区域〕）                             |
| 許可地域<br>(特定区域) | ①展望できる地域で路端から100m以内の区域を許可地域の特定区域とする路線<br>東海道本線、神戸電鉄粟生線、神戸電鉄三田線、山陽電鉄本線、阪急神戸線、阪急今津線、阪急宝塚線、阪神電鉄本線 |

### 4. 河川・沼地・海岸

| 種 別     | 地 域                                                                                                                                                      |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3種禁止地域 | ①河川区域等から100m以内の区域を禁止（用途地域を除く）<br>猪名川、円山川、加古川、篠山川、揖保川、武庫川、千種川<br>②常時満水位の水面及び水際から100m以内の区域を禁止（用途地域を除く）<br>青野ダム、吞吐ダム、金出地ダム、安室ダム、平荘湖<br>③自然環境保全条例による自然海浜保全地区 |
| 許可地域    | 猪名川、武庫川の河川区域から100m以内の用途地域<br>（野立広告物の禁止〔特定区域〕）                                                                                                            |

### 5. 空 港

| 種 別     | 地 域                   |
|---------|-----------------------|
| 第3種禁止地域 | 〔周囲100m以内の区域を禁止〕但馬飛行場 |

### 6. 公共空地

| 種 別     | 地 域                                                                        |
|---------|----------------------------------------------------------------------------|
| 第1種禁止地域 | 〔指定した区域を禁止地域とする公共空地〕<br>高砂海浜公園、青野運動公苑、西はりま天文台公園、丹波年輪の里、淡路香りの公園、淡路ふれあい公園の区域 |

# 許可地域及び許可の基準抜粋

許可地域とは、屋外広告物を掲出する場合にあらかじめ屋外広告物を掲出する各市町長の許可を受ける必要のある地域を指定したものです。

なお、兵庫県内においては、禁止地域以外の区域はおおむね全域許可地域となります。

許可地域では、広告物の面積、高さ、表示又は設置の場所、色彩その他の表示方法について許可基準を定めており、共通基準のほかに広告物の種類ごとの個別基準を満たす必要があります。

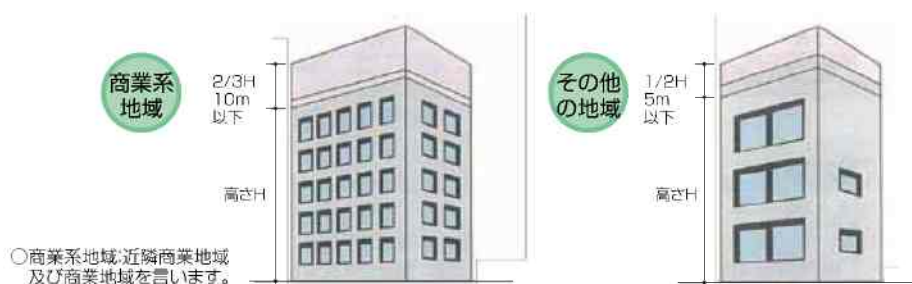
## 【共通基準】

- ①特に景観に配慮すべき地域では、広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠などを当該景観と調和したものとすること。
- ②広告物の裏面、側面及び広告物を掲出する物件は、塗装その他の方法により装飾をし、その装飾を表示面と調和したものとすること。
- ③ネオンサインその他の照明を使用する広告物は、昼間における美観の維持に必要な対策を講じること。
- ④蛍光塗料、蛍光フィルム又は反射光の強い塗料を使用しないこと。
- ⑤第1種低層・中高層住居専用地域、第2種低層・中高層住居専用地域又は風致地区の境界線から100m以内の地域に掲出する広告物で、これらの地域から視認できるものは、ネオン管の露出しているネオンサイン又は発光ダイオードを利用するもの(以下「LEDサイン」という。)を使用せず、かつ、光源の点滅(光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。)がないものとすること。

## 【個別基準】

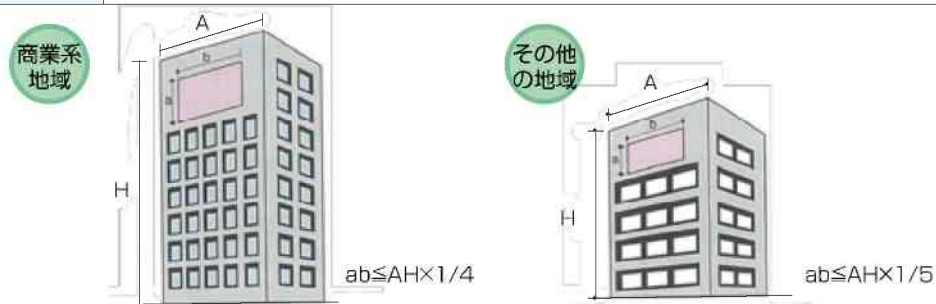
### 1. 屋上を利用するもの

| 区 分             | 商 業 系 地 域                                                  | そ の 他 の 地 域                                          |
|-----------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 広告物の高さ          | 地上から設置する箇所までの高さの2/3 以下かつ10m以下                              | 地上から設置する箇所までの高さの 1/2以下かつ5m以下(準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下) |
| 地上からの高さ         | 52m以下<br>(超える場合は一定基準を満たすものに限定)                             | 47m以下(同左)                                            |
| 掲 出 場 所         | 木造建築物の屋上への掲出禁止                                             |                                                      |
| そ の 他 の 表 示 方 法 | ○建築物(屋上構造物を除く。)の壁面の延長面からの突出禁止<br>○支柱や骨組みをルーバーなどにより遮へいすること。 | 材管の露出している材サイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止              |



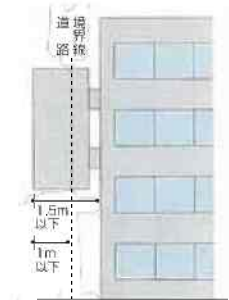
## 2. 壁面を利用するもの

| 区 分      | 商業系地域                                                                                             | その他の地域                                                 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 表示面積の合計  | 壁面の1/4以下<br>(LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/4以下)                                            | 壁面の1/5以下<br>(LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下) |
| 地上からの高さ  | 52m以下<br>(超える場合は一定基準を満たすものに限定)                                                                    | 47m以下(同左)                                              |
| その他の表示方法 | ○広告幕の規格は、長さ15m以下、幅1.5m以下とすること<br>○壁面の外郭線からの突出禁止<br>○窓・開口部をふさがないこと(広告幕を除く)<br>○意匠が同一のものは、1壁面に1個(枚) |                                                        |



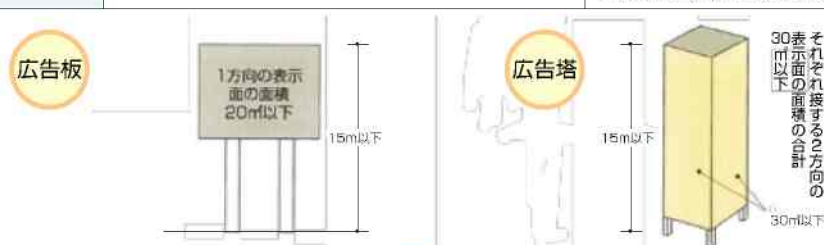
## 3. 壁面より突出するもの

| 区 分      | 商業系地域                                                                                                     | その他の地域 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 建築物からの出幅 | 建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下                                                                                    |        |
| 地上からの高さ  | 52m以下                                                                                                     | 47m以下  |
| 道路面からの高さ | 4.5m以上(歩道上2.5m以上)                                                                                         |        |
| その他の表示方法 | ○壁面の上端を超える突出禁止<br>○広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと。<br>○交通信号機から10m以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅の禁止 |        |



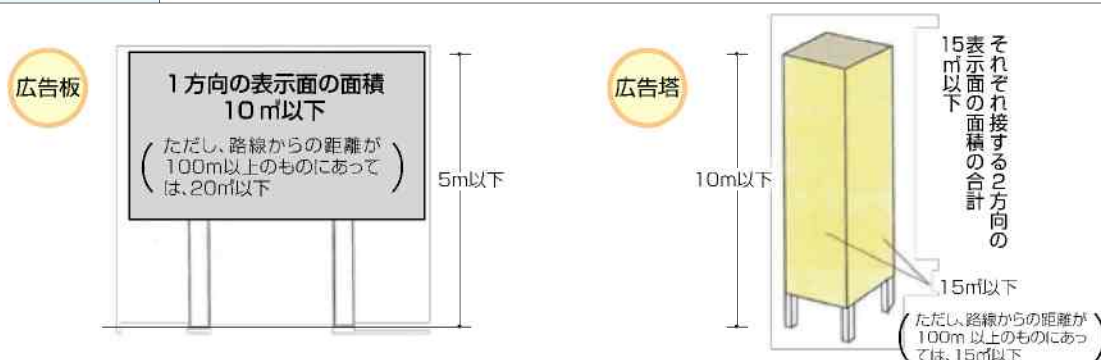
## 4. 自己の敷地に建植えるもの

| 区 分      | 商業系地域                                                                                                                                                                         | その他の地域                                                      |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 表示面積     | ○広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下<br>(LEDサインを使用する場合、1方向の表示面積5㎡以下、表示面積10㎡以下)<br>○広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下<br>(LEDサインを使用する場合、それぞれの接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下) |                                                             |
| 数 量      | 2基以下                                                                                                                                                                          |                                                             |
| 地上からの高さ  | 15m以下(LEDサインを使用する場合は10m以下とする。交通信号機からの距離が50m以下の時は5m以下)                                                                                                                         |                                                             |
| その他の表示方法 | —                                                                                                                                                                             | 地上からの高さが5mを超える場合は、材/管の露出している材/サイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止 |



## 5. 自己敷地外に建植える一般的なもの（野立広告物）

| 区 分      | 特定区域を除く許可地域                                                                                                                                                               |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 表示面積     | ①広告板 1方向の表示面の面積10㎡以下(路端距離100m以上のものは20㎡以下)、<br>表示面積20㎡以下(路端距離100m以上のものは40㎡以下)<br>②広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計15㎡以下<br>(路端距離100m以上のものは30㎡以下)<br>表示面積30㎡以下(路端距離100m以上のものは60㎡以下) |
| 地上からの高さ  | ①広告板 5m以下 ②広告塔 10m以下                                                                                                                                                      |
| 相互距離     | 5m以上(路端距離100m以上のものは100m以上)                                                                                                                                                |
| 掲出場所     | ○特定区域への掲出禁止 ○交通信号機・踏切からの距離5m以上                                                                                                                                            |
| 色 彩      | 彩度の高い色(マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。以下同じ。)の色数は2色以下                                                                                                                                 |
| その他の表示方法 | ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止                                                                                                                                                       |



## 6. 自己敷地外に建植える道標・案内図板等

| 区 分                                      | 特 定 区 域                                                                                         | その他の区域                                                |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 1方向の表示面の面積<br>(広告塔はそれぞれ接する2方向の表示面の面積の合計) | ①道 標 2㎡以下<br>②案内図板 6㎡以下<br>③説 明 板 4㎡以下<br>④そ の 他 6㎡以下                                           | 5に定める基準に適合していること。<br><br>(案内図板にあっては、5の掲出場所及び色彩の基準を除く) |
| 地上からの高さ                                  | 3m以下(市町長が特にやむを得ないと認められる場合は5m以下)                                                                 |                                                       |
| 相互距離                                     | 5m以上                                                                                            |                                                       |
| 色 彩<br>(案内図板以外のもの)                       | ○彩度の高い色の色数は2色以下<br>○彩度の高い色を使用する地色(文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。以下同じ) 部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く) |                                                       |
| 掲出場所                                     | ○交通信号機・踏切からの距離5m以上                                                                              |                                                       |
| その他の表示方法                                 | ○寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下<br>○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止                                            |                                                       |

## 7. 自己敷地外に建植える案内誘導のためのもの（案内誘導広告物）

| 区 分                                      | 特 定 区 域                                                                                                                                                 | その他の区域            |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1方向の表示面の面積<br>(広告塔はそれぞれ接する2方向の表示面の面積の合計) | ○2㎡以下(集合案内誘導広告物を除く)<br>○集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計8㎡以下、一の施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積1㎡以下                                                                | 5に定める基準に適合していること。 |
| 横の長さ                                     | 2m以下                                                                                                                                                    |                   |
| 地上からの高さ                                  | 3m以下(市町長が特にやむを得ないと認める場合及び集合案内誘導広告物にあっては5m以下)                                                                                                            |                   |
| 誘導距離                                     | 案内誘導しようとする施設等から10km以内                                                                                                                                   |                   |
| 相互距離                                     | 5m以上                                                                                                                                                    |                   |
| 掲出場所                                     | 交通信号機・踏切からの距離5m以上                                                                                                                                       |                   |
| 色 彩                                      | ○彩度の高い色の色数は2色以下<br>○彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)                                                                                    |                   |
| その他の表示方法                                 | ○名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること。<br>○方向、距離等の誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上<br>○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止<br>○集合案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること。 |                   |

## 8. 電柱、街灯を利用するもの

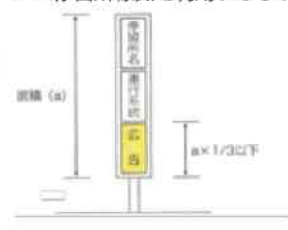
| 区 分               | 電柱を利用するもの                                                                                          | 街灯を利用するもの                                                                                                |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 規 格<br>1方向の表示面の面積 | ①突出するもの 縦1.2m以下、横0.45m以下<br>②巻き付けるもの 縦1.5m以下<br>表示面積0.5㎡以下                                         | 0.2㎡以下                                                                                                   |
| 数 量               | 電柱1本につき、<br>突出するもの、巻き付けるもの 各1個                                                                     | 街灯1本につき、<br>突出するもの 1個                                                                                    |
| 道路面からの高さ          | ①突出するもの 4.5m以上(歩道上2.5m以上)<br>②巻き付けるもの 1.2m以上                                                       |                                                                                                          |
| 掲出場所              | 交通信号機からの距離5m以上                                                                                     |                                                                                                          |
| 色 彩               | ○彩度の高い色の色数は2色以下<br>○地色への彩度の高い色の使用禁止                                                                | ○彩度の高い色の色数は2色以下<br>○地色への彩度の高い色の使用禁止(色数が2色以下の場合を除く)                                                       |
| その他の表示方法          | ①突出するもの<br>○設置する方向が歩車道の区別のある道路にあっては歩道側、その他の道路にあっては路肩側とすること。<br>○電柱から垂直に0.15m離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること。 | ○商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする。こと。<br>○同一商店街に掲出するものにあっては、規格を統一すること。<br>○厚さ0.15m以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること。 |



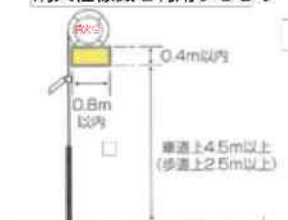
## 9. バス停留所標識、消火栓標識を利用するもの

| 区 分               | バス停留所標識を利用するもの                                     | 消火栓標識を利用するもの       |
|-------------------|----------------------------------------------------|--------------------|
| 規 格<br>1方向の表示面の面積 | 表示板の表示面の面積<br>の1/3以下                               | 縦0.4m以下<br>横0.8m以下 |
| 数 量               | 1 個                                                | 標識1本につき、突出するもの1個   |
| 道路面からの高さ          | ——                                                 | 4.5m以上(歩道上2.5m以上)  |
| 掲出場所              | ——                                                 | 交通信号機からの距離5m以上     |
| 色 彩               | ○彩度の高い色の色数は2色以下<br>○地色への彩度の高い色の使用禁止(色数が2色以下の場合を除く) |                    |
| その他の表示方法          | 車両の進行方向から展望<br>できない面に表示すること。                       |                    |

バス停留所標識を利用するもの



消火栓標識を利用するもの



## 10. アーチ、アーケードを利用するもの

| 区 分        | アーチを利用するもの                                                           | アーケードを利用するもの(一時的に掲出するものを除く)                                                |
|------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 1方向の表示面の面積 | ——                                                                   | 0.5 m <sup>2</sup> 以下                                                      |
| 数 量        | ——                                                                   | 標識1 本につき、突出するもの1個                                                          |
| 道路面からの高さ   | 4.5m以上(歩道上2.5m以上)                                                    |                                                                            |
| その他の表示方法   | ○商店街、自治会等が、商店街名、町名等<br>を表示するためのものとする。こと。<br>○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の<br>禁止 | ○同一商店街に掲出するものにあつては規格<br>を統一すること。<br>○照明を伴うものであること。<br>○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止 |

アーチを利用するもの



アーケードを利用するもの



## 11. 電車に表示するもの

- ① 広告物が表示される車両1両の各面における広告物の表示面積の合計は、当該各面の面積の5分の1以下とすること。
- ② 地色に彩度の高い色又はマンセル色票系に規定する彩度が8以上の青若しくは青緑を使用しないこと。ただし、地色をその表示する箇所の車両の色とする場合は、この限りでない。

加えて、以下の事項に十分留意されたい。

- ① 車両本来の色彩や形状との調和に配慮すること。
- ② 編成車両全体で、広告物の色彩や形状等を統一性のあるものとするよう配慮すること。
- ③ 窓やドア等のガラス面に表示する場合は、美観を維持するとともに、非常時の脱出に際し障害とならないよう、安全性に十分配慮すること。

## 12. 自動車に表示するもの

①宣伝車（自動車登録規則別表第2 に規定する広告宣伝車用自動車をいう）

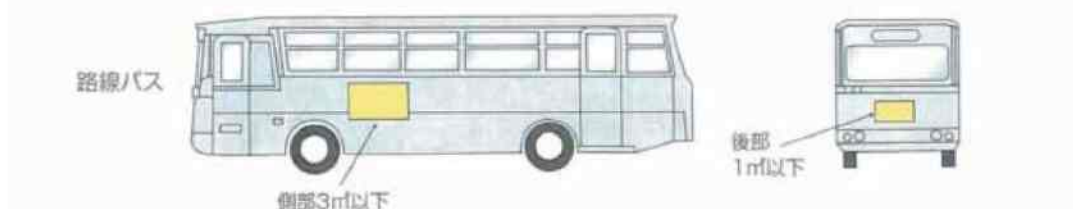
消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする。

②路線バス

表示面積は、側部にあつては1側部につき3㎡以下、後部にあつては1㎡以下とすること。

前部には表示しないこと。

（ラッピングバスについては、別途基準が適用されますので市町屋外広告物担当課にご確認ください。）



## 13. 垣、塀を利用するもの

①表示面積の合計は、掲出される垣又は塀の面の面積の1/4以下とすること。

②2個以下とすること。

③垣又は塀の外郭線から突出させないこと。

## 14. 広告幕（壁面を利用するものを除く）

横断幕にあつては、道路面からの高さが4.5m以上であること。

## 15. アドバルーン

幅1.5m以下、高さ15m以下の網に布片等で表示し、かつ主網に十分緊結すること。

## 16. 広告旗

①表示面積は2㎡以下とすること。

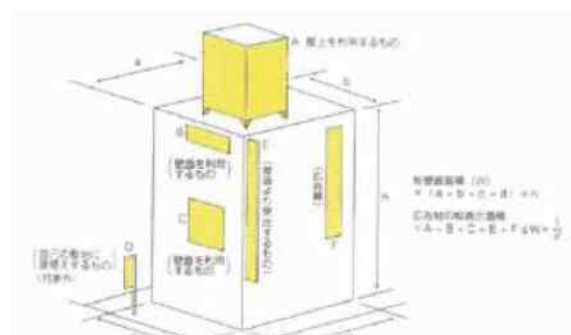
②道路の路肩から5m以内の場所に掲出するものにあつては、相互間の距離を5m以上とすること。

## 17. 置看板

道路上には設置しないこと。

### 【広告物等の総表示面積の規制】

①高さが15mを超える建築物に掲出する広告物の総表示面積は、一建築物の壁面合計面積（近隣商業地域及び商業地域にあつては52㎡以下、その他の地域にあつては47㎡以下の面積）の1/2を超えないこと。（条例第15条、規則第17条）



②第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は風致地区（禁止地域を除く）にあつては、一の敷地内に掲出する広告物（自家用広告物は除く）の表示面積は10㎡以下であること。



# 適用除外広告物抜粋

## 適用除外広告物

社会生活上必要な広告物については、その掲出目的、表示面積等一定基準に適合する場合に限り、地域的規制や物件的規制が適用されない場合があります。

### 1. 許可を受けることなく、禁止地域・禁止物件又は許可地域に掲出できるもの 条例第7条第1項、規則第5条

|                |                                                                                                                |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)他法令の規定によるもの | 道路法、建築基準法、建設業法等に基づき掲出するもの                                                                                      |
| (2)公共広告物       | 国、地方公共団体及び知事が指定する公共的団体が公共目的をもって掲出するもの(公共的団体が掲出するものは、寄贈者名等表示の割合が1/5以下のもの)<br>※表示面積5㎡以上のもは、公共広告物等表示・設置届が必要となります。 |
| (3)選挙運動用ポスター等  | 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等                                                                                   |
| (4)寄贈者名等表示広告物  | 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を掲出するもの                                                                                      |

### 2. 許可を受けることなく、禁止地域又は許可地域に掲出できるもの 条例第7条第2項、規則第6条、第7条

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)自家用広告物                    | 自己の氏名、名称、店名、若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所に掲出するもの<br>※表示面積の合計が禁止地域は5㎡以下、許可地域は10㎡以下のもので許可基準に適合するものに限る。                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (2)管理用広告物                    | 自己が所有又は管理する土地や物件に、管理上の必要に基づき掲出するもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (3)冠婚葬祭又は祭礼のために一時的に掲出するもの    | 葬儀や慣習上の行事などのために、一時的に表示するもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (4)講演会等会場敷地内広告物              | 講演会、展覧会、音楽会等のために、一時的に掲出するもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (5)電車又は自動車に表示するもの            | ①電車の車体に所有者の名称や自己の事業内容等を表示するもの<br>②自動車の車体に所有者若しくは管理者の氏名や自己の事業、営業の内容または同表(6)の①に掲げる事項を表示するもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (6)非営利目的のためのはり紙・はり札・広告旗・立看板等 | 次の掲げるものに該当するもの<br>①政治活動、宗教活動、労働運動その他営利を目的としない活動のために行う事項を表示するもの<br>②表示期間：はり紙、はり札、広告旗及び立看板は30日以内<br>③表示面積：はり紙及びはり札は0.5㎡以下<br>広告旗及び立看板は2㎡以下<br>④掲示板：表示の供する部分の面積は2㎡以下<br>※非営利広告物等表示・設置届が必要となります。<br>ただし、次に掲げるものは、届出の必要はありません。<br>アはり紙（同表(6)ウに掲げるものを除く）、はり札、広告旗又は立看板のうち、表示面又は見やすい場所に表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先並びに表示の始期又終期が明記してあるもの<br>イ掲示板のうち、設置者の氏名又は名称が明記してあるもの<br>ウ届出がなされた掲示板又は同表(6)イに掲げる掲示板に表示するはり紙 |

### 3. 許可を受けることにより、禁止地域に掲出できるもの 条例第7条第3項

|                        |                                                                            |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| (1) 自家用広告物             | 表示面積の合計が5㎡を超える自家用広告物<br>第1種 禁止地域 10㎡以下<br>第2種 禁止地域 20㎡以下<br>第3種 禁止地域 30㎡以下 |
| (2) 道標・案内図板等           | 道標、案内図板その他公共的目的をもって掲出するもの                                                  |
| (3) 案内誘導広告物            | 公衆の利便に供することを目的とする広告物で特定の施設等への案内を目的として掲出するもの                                |
| (4) 電車に表示するもの          | 電車の車体に表示するもの                                                               |
| (5) 自動車に表示するもの         | 宣伝車又は路線バスの車体に表示するもの                                                        |
| (6) 指定道路等の区間から視認できないもの | 禁止地域に指定する道路等の区間から視認できないもの                                                  |

### 4. 許可を受けることなく、禁止物件に掲出できるもの 条例第7条第4項

|            |                        |
|------------|------------------------|
| (1) 自家用広告物 | 石垣、送電塔、煙突などに掲出する自家用広告物 |
| (2) 管理用広告物 | 禁止物件に掲出する管理用広告物        |

#### 【公共広告物の知事が指定する公共的団体】

- ① 国や地方公共団体が出資等している団体(株式会社を除く)
- ② 国や地方公共団体を構成員の全部又は一部として組織された団体
- ③ 土地改良区等の公共組合
- ④ 日本赤十字社
- ⑤ 社会福祉事業法による社会福祉法人

#### 【自家用広告物】

自己の事業所等の建物やその敷地内に自己の氏名や名称、事業内容などを表示するものです。

従って、実際に事業所として使用され、事業内容を示すものであれば、土地所有権の有無にかかわらず自家用広告物に該当します。逆に土地所有権を有していたとしても、実際の事業に供されていない場合は、自家用広告物には該当しません。

#### 【管理用広告物】

自己の所有し、又は管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき掲出する広告物を言います。

例えば、〇〇建設予定地、〇〇会社管理地、立ち入り禁止等の表示

#### 【ネオンサイン等】

ネオンサイン、LEDサイン及び光ファイバーを利用するもの。

#### 【LEDサイン】

発光ダイオードを利用するもの。

# 適用除外広告物における許可等の基準抜粋

## 1. 自家用広告物

| 区 分               | 第1種禁止地域                                                                  | 第2種禁止地域                                                                  | 第3種禁止地域                                                                             |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 許可不要              | 表示面積の合計が5㎡以下の場合                                                          |                                                                          |                                                                                     |
| 表示面積の合計           | 10㎡以下<br>(自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下)                                           | 20㎡以下<br>(自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下)                                          | 30㎡以下<br>(自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下)                                                     |
| 数 量               | 3枚(基、個)以下                                                                | 4枚(基、個)以下                                                                | 5枚(基、個)以下                                                                           |
| 敷地内建植え広告物の地上からの高さ | 5m以下                                                                     | 7m以下                                                                     | 10m以下                                                                               |
| 掲出場所              | 屋上への掲出禁止                                                                 | 屋上への掲出禁止<br>(中高層住居専用地域等において、屋上構造物の壁面に掲出する場合を除く)                          |                                                                                     |
| 色 彩               | ①彩度の高い色の色数は2色以下<br>②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下<br>(色数が3色以下の場合を除く) |                                                                          |                                                                                     |
| その他の表示方法          | ①建築物の壁面からの突出禁止<br>②ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止                                   | ①ネオンサイン等の使用禁止(建築物を利用するものでネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く)<br>②光源の点滅の禁止 | ①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止<br>②光源の点滅が急速なものの禁止(高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅の禁止) |
|                   | その他許可地域の許可基準(共通基準、個別基準)に適合していること                                         |                                                                          |                                                                                     |

## 2. 管理用広告物(許可を要しない適用除外の基準)

| 区 分               | 第1種禁止地域                                                                  | 第2種禁止地域                                                                  | 第3種禁止地域                                                                             |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 表示面積の合計           | 5㎡以下                                                                     | 10㎡以下                                                                    | 10㎡以下                                                                               |
| 数 量               | 2枚(基、個)以下                                                                | 3枚(基、個)以下                                                                | 3枚(基、個)以下                                                                           |
| 敷地内建植え広告物の地上からの高さ | 5m以下                                                                     | 7m以下                                                                     | 10m以下                                                                               |
| 掲出場所              | 屋上への掲出禁止                                                                 |                                                                          |                                                                                     |
| 色 彩               | ①彩度の高い色の色数は2色以下<br>②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下<br>(色数が3色以下の場合を除く) |                                                                          |                                                                                     |
| その他の表示方法          | ①ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止                                                     | ①ネオンサイン等の使用禁止(建築物を利用するものでネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く)<br>②光源の点滅の禁止 | ①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止<br>②光源の点滅が急速なものの禁止(高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅の禁止) |
|                   | 建築物の壁面からの突出禁止<br>その他許可地域の許可基準(共通基準、個別基準)に適合していること                        |                                                                          |                                                                                     |

## 3. 道標・案内図板

| 区 分          |                                               | 第1種禁止地域                                                                                                        | 第2種禁止地域                                               | 第3種禁止地域 |
|--------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|---------|
| 道標・案内図板（要許可） | 1方向の表示面の面積<br>(広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計) | ①道 標 1㎡以下<br>②案内図板 3㎡以下<br>③説 明 板 2㎡以下<br>④そ の 他 3㎡以下                                                          | ①道 標 2㎡以下<br>②案内図板 6㎡以下<br>③説 明 板 4㎡以下<br>④そ の 他 6㎡以下 |         |
|              | 地上からの高さ                                       | 3m以下                                                                                                           | 3m以下(市町長が特にやむを得ないと認める場合は5m以下)                         |         |
|              | 相互距離                                          | 5m以上                                                                                                           |                                                       |         |
|              | 色 彩                                           | 【案内図板以外のもの】<br>①彩度の高い色の色数は2色以下②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)                                |                                                       |         |
|              | その他の表示方法                                      | ①交通信号機・踏切からの距離5m以上<br>②寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下<br>③ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止<br>その他許可地域の許可基準(共通基準、個別基準)に適合していること |                                                       |         |

## 4. 案内誘導広告物

案内誘導広告物（要許可）

| 区 分                                           | 第1種禁止地域                                                                                                                                                | 第2種禁止地域 | 第3種禁止地域 |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 包括的基準                                         | ①当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に限る。<br>②位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとすること。                                                                                | ——      |         |
| 1方向の表示面の面積<br>(広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計) | ①2㎡以下(集合案内誘導広告物を除く)<br>②集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下、かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方の表示面の面積は1㎡以下                                                           |         |         |
| 横の長さ                                          | 2m以下                                                                                                                                                   |         |         |
| 地上からの高さ                                       | 3m以下（市町長が特にやむを得ないと認める場合及び集合案内誘導広告物にあっては5m以下）                                                                                                           |         |         |
| 誘導距離                                          | 案内誘導しようとする施設等から10km 以下                                                                                                                                 |         |         |
| 相互距離                                          | 5m以上                                                                                                                                                   |         |         |
| 掲出場所                                          | 交通信号機・踏切からの距離5m以上                                                                                                                                      |         |         |
| 色 彩                                           | ①彩度の高い色の色数は2色以下<br>②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下（色数が2色以下の場合を除く）                                                                                   |         |         |
| その他の表示方法                                      | ①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること。<br>②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上<br>③ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止<br>④集合案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること。 |         |         |
|                                               | その他許可地域の許可基準(共通基準、個別基準)に適合していること                                                                                                                       |         |         |

## 5. その他の適用除外広告物

| 区 分                                                     | 基 準                                                                                                                                          | 備 考                                   |
|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 寄贈者名等表示広告物                                              | 〔表示面積〕 0.5㎡以下かつ表示方向からみた物件等の平面面積の1/20以下<br>〔数 量〕 1物件等につき1枚(基)<br>〔色 彩〕 彩度の高い色の色数は2色以下<br>彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下<br>(色数が2色以下の場合を除く) | 禁止地域<br>許可地域<br>共通のもの                 |
| 講習会等会場敷地内<br>広告物                                        | 〔表示面積〕 10㎡以下、(地上からの高さ)5m以下<br>〔表示場所〕 会場の敷地内に掲出すること<br>道路から5m以内の場所でのぼりの掲出禁止<br>〔表示内容〕 催物の案内に必要な事項のみ<br>〔表示期間〕 開催日の5日前から終了日まで                  |                                       |
| 電車に表示するもの<br>(要許可)                                      | 〔表示面積〕 車両1両の各面における表示面積の合計は、各面の面積の1/5以下<br>〔色 彩〕 地色に彩度の高い色、又は、彩度が8以上の青若しくは青緑の使用不可。(地色をその表示箇所の車両の色とする場合を除く)                                    | 禁止地域<br>(第1種禁止地域～<br>第3種禁止域)<br>共通のもの |
| 自動車に表示するもの<br>(要許可)                                     | ○宣伝車<br>消防自動車または救急自動車と紛らわしくないものとする<br>○路線バス<br>〔表示面積〕 1側部につき3㎡以下、後部1㎡以下(前部への表示不可)                                                            |                                       |
| 指定道路等の区間から<br>視認できないもの<br>(要許可)                         | 許可地域の許可基準(共通基準、個別基準)に適合していること。                                                                                                               |                                       |
| 許可地域の自家用広告物、<br>管理用広告物                                  | 〔表示面積の合計〕 10㎡以下<br>〔数 量〕 3枚(基、個)以下<br>〔その他の表示方法〕 その他許可地域の許可基準(共通基準、個別基準)に適合していること。                                                           | ――                                    |
| 禁止物件<br>(石垣、煙突、タンク類等)<br>の自家用広告物<br><br>屋根をかける<br>枠を設ける | 〔表示面積の合計〕 5㎡以下<br>〔数 量〕 1物件につき1枚(基、個)<br>〔色 彩〕 彩度の高い色の色数は2色以下<br>彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)                            | ――                                    |



# 屋外広告業の登録

## 屋外広告業者とは

広告主から広告物の表示等を請け負い、広告物を屋外に表示等する業者（元請け、下請けを問いません）を「屋外広告業者」といいます。

ただし、広告物の表示等の工事を請け負わない広告代理業や、広告物の印刷や室内装飾だけを行う場合はこれに該当しません。

## 屋外広告業者が広告物の表示等の工事を行うために

兵庫県内（神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市を除く）で屋外広告物の表示等の工事を行うためには、氏名や営業所の所在地等を知事に登録する必要があります。

また、登録するには営業所に必ず1人以上、資格要件を満たす業務主任者を置くことが義務付けられています。

## 屋外広告業の登録事項（条例第26条の2）

屋外広告業者は屋外広告業登録申請を行うことにより次の事項を登録することとなります。

- ①商号、氏名又は名称及び住所、法人の場合その代表者の氏名
- ②営業所の名称及び所在地
- ③申請者が法人の場合、その役員の氏名
- ④申請者が未成年者の場合、その法定代理人の氏名及び住所
- ⑤営業所ごとに置かれる業務主任者（常勤）の氏名及び所属営業所の名称

**登録等手続きは、兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室までお越しください。**

## 業務主任者の資格（条例第26条の9、規則第25条の6）

- ①屋外広告士
- ②本県、他の都道府県、指定都市又は中核市で開催する講習会の修了者
- ③広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者
- ④知事が①、②又は③と同等以上の知識を有すると認定した者（サインボード・クリエイター等で業務主任者資格認定申請書を提出し、知事の認定を受けた者）

## 屋外広告業者登録簿の閲覧（条例第26条の6）

**閲覧は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室までお越しください。**

## 屋外広告業登録事項変更の届出（条例第26条の5）

以下の事項に変更が生じたときは、変更が生じた日から30日以内に屋外広告業登録事項変更届を提出しなければなりません。

- ①商号、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②営業所の名称及び所在地
- ③法人にあっては、その役員の氏名
- ④未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所
- ⑤営業所ごとに置かれる業務主任者常勤の氏名及び所属営業所の名称

## 屋外広告業廃業等の届出（条例第26条の7）

以下の事項のいずれかに至った場合は、その区分にしたがい定める者が30日以内に屋外広告業廃業等届を提出しなければなりません。

- ①死亡した場合 ..... 相続人
- ②法人が合併により消滅した場合 ..... 代表役員
- ③法人が破産手続開始の決定により解散した場合 ..... 破産管財人
- ④法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 ..... 清算人
- ⑤県の区域内における屋外広告業を廃止した場合 ..... その個人又は代表役員

## その他

屋外広告業者は、屋外広告物法及び兵庫県屋外広告物条例を遵守し営業を行うことはもちろん、事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商標、氏名又は名称、登録番号などを記載した標識を掲示するとともに、帳簿を備え、その営業に関する事項を記載し、保管する必要があります。

なお、以下の内容に該当する場合は、登録を取り消し又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられることもあります。

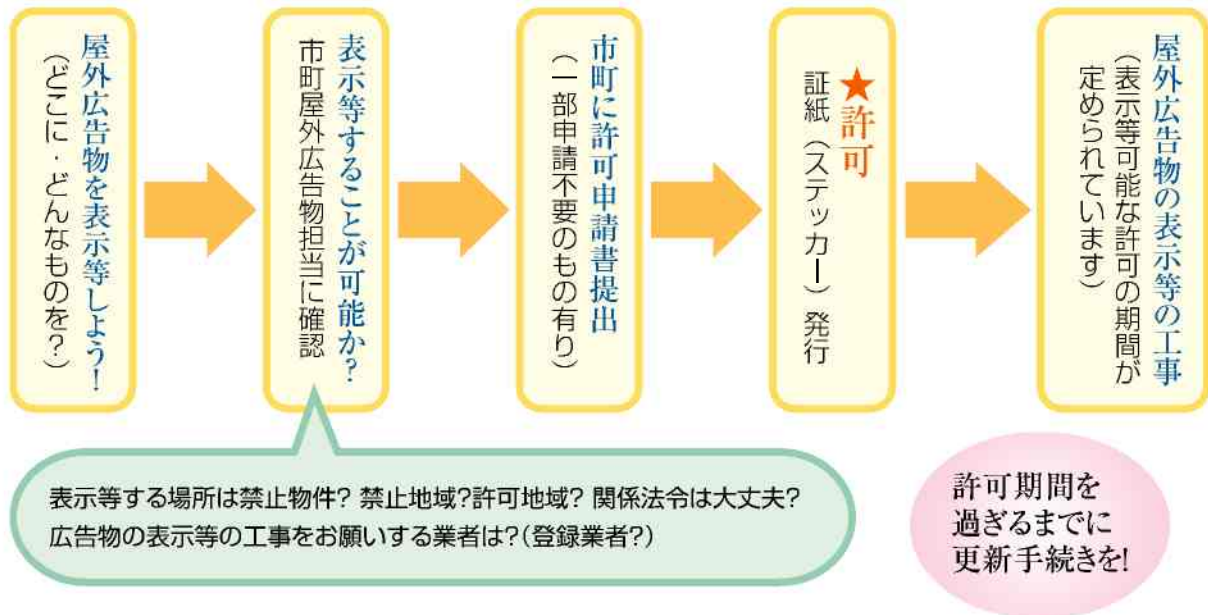
- ①不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- ②営業所ごとに業務主任者を選任していないとき。
- ③屋外広告業登録事項変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- ④法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。など



## 許可申請手続き

広告物を掲出する場合には、規制対象外の地域に掲出する広告物や一部の適用除外広告物を除き、あらかじめ広告物を掲出する場所を管轄する市町長の許可が必要です。

なお、広告物を掲出する場合には、あらかじめ市町の屋外広告物担当課とよくご相談ください。  
(電車の車体に表示する広告物に関しては、県庁が窓口となります。)



### 許可申請に必要な書類

〔新規または変更の場合〕

(1) 屋外広告物許可等申請書(正副2通) 市町の屋外広告物担当課にあります。

(2) 添付書類

① 付近見取図及び掲出場所のカラー写真(3か月以内に撮影したもの。以下同じ)

② 広告物の仕様書、構造図

③ 広告物の模写図(色彩、意匠、表示面積を明らかにしたもの)

④ (建築物を利用する場合)

建築物との位置関係、壁面等の状況を明らかにした図面及び既存広告物の模写図、カラー写真

⑤ (道路、鉄道等から展望できる地域のうち、自己の敷地外に掲出する場合)

道路、鉄道等までの距離、他の広告物との相互距離及び交通信号機、踏切までの距離を明らかにした図面

⑥ (道路から展望できる地域のうち、自己の敷地内に突出広告物を掲出する場合)

交通信号機までの距離を明らかにした図面

⑦ (住居地域等に貸看板を掲出する場合)

敷地内での既存貸看板の位置図及び既存貸看板の模写図、カラー写真

⑧ (自己以外の者が所有し、又は管理する土地・物件に掲出する場合)

許可書又は承諾書

⑨ (広告主が申請手続を他人に委任する場合)

委任状 など

## 〔広告物の許可申請の他に次のような手続きが必要な場合があります〕



## 〔許可期間の更新の場合〕

許可期間経過後も引き続き掲出する場合には、期間満了の30日前（許可期間が30日以内のものにあつては10日前）までに許可期間の更新申請手続きを行ってください。

- (1) 屋外広告物許可等申請書（正副2通）
- (2) 添付書類
  - ① 付近見取図及び掲出場所のカラー写真
  - ② （自己以外の者が所有し、又は管理する土地・物件に掲出する場合）  
許可書又は承諾書
  - ③ （広告主が申請手続きを他人に委任する場合）  
委任状
  - ④ 自己点検結果報告書など

## 〔許可期間〕

### (1) 許可期間

| 広 告 物 の 区 分                                                             | 期 間   |
|-------------------------------------------------------------------------|-------|
| 看板、広告板によるもの、広告塔によるもの、アーチによるものその他これらに類するもの                               | 2年以内  |
| 宣伝車、電柱・街灯利用広告物、標識利用広告物、車体利用広告物、テント利用広告物、アーケード利用広告物、垣・塀利用広告物その他これらに類するもの | 1年以内  |
| はり紙、はり札、アドバルーン、広告幕、広告旗、立看板その他これらに類するもの                                  | 30日以内 |

### (2) 許可の条件

市町長が許可をする場合に、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができます。なお、更新時も同様です。

### (3) 許可手数料

各市町の手数料に関する条例により額が決められておりますので、各市町屋外広告物担当課にお問い合わせください。

（電車に表示する広告物：1両につき3,000円の兵庫県収入証紙が必要になります。）

## その他の事項

### 広告物の安全性と管理義務

屋外広告物が、強風などにより倒壊、落下し、通行人に被害を与える事故が発生することがあります。また、破損や老朽化などにより見苦しくなり、景観を害するだけでなく、広告物の掲出そのものが悪い印象を与えることがあります。

掲出者や管理者においては、広告物を定期的に点検し、常時補修を行うなど必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければなりません。

なお、掲出者が県内に住所、事業所又は営業所を有しない場合は、県内に住所を有する者のうちから管理者を設置してください。

### 除却の義務

許可期間や掲出期間が満了又は許可が取り消された広告物については、掲出者が責任をもって除却してください。

### 広告景観モデル地区

地域の歴史や伝統を尊重し、あるいは新しい街づくりにふさわしい広告景観の形成を図るため、地域における固有の広告景観形成基準を定め、これによる指導・誘導・支援により魅力ある地域環境の創造を目指すことを目的として随時指定しています。

- H 5：出石町城下町地区、津名町志筑地区
- H 6：三田市郊外沿道地区、日高町神鍋高原地区
- H 7：城下町かいばら地区
- H 8：東条町インターパーク地区
- H 9：山崎町 I.C. 周辺地区
- H10：洲本市新都心周辺地区
- H11：篠山市篠山口駅周辺地区
- H13：芦屋市南芦屋浜地区、城崎町城崎温泉地区

### 違反広告物に対する措置

条例の規定に違反する広告物については、その掲出者や管理者に改修、移転、除却などの是正措置を求め、これに応じない場合には強制的に撤去することがあります。

なお、違反しているはり紙、はり札、立看板については、定期的に除却を行い、美しいまちなみや景観を保つための努力をしています。

## 屋外広告物条例

平成4年3月27日 条例第22号

### 目次

総則(第1条—第3条)

第1章 第2章 広告物等の規制(第4条—第22条)  
第2章 第3章 広告景観モデル地区(第23条—第25条)  
第3章 第4章 屋外広告業の登録等(第26条—第28条)  
第4章 第5章 雑則(第29条—第31条)  
第5章 第6章 罰則(第32条—第37条)

附則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づく屋外広告物(以下「広告物」という。)及び広告物を掲出する物件(以下これらを「広告物等」という。)並びに屋外広告業についての必要な規制を行うことにより良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するとともに、広告物等と地域環境との調和を図るための施策を推進することにより地域の良好な景観の形成に資することを目的とする。

(広告物等のあり方)

第2条 広告物等は、良好な景観又は風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであるとともに、地域の良好な景観の形成に配慮したものでなければならない。

(適用上の注意)

第3条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

### 第2章 広告物等の規制

(禁止地域等)

第4条 次に掲げる地域及び場所(以下「禁止地域等」という。)においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区(これらの地域のうち知事が指定する区域を除く。)
- (2) 景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)第8条第1項又は第3項の規定により指定された景観形成地区及び同条例第15条第1項又は第3項の規定により指定された風景形成地域(これらの地域のうち知事が指定する区域を除く。)

- (3) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例(平成6年兵庫県条例第16号)第7条第1項の規定により指定された緑豊かな環境形成地域(同条例第9条第1項第4号に掲げる区域及び知事が指定する区域を除く。)
- (4) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項若しくは第2項又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (5) 兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)第4条第1項又は第27条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同条例第31条第1項の規定により指定された地域
- (6) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定により同項第11号に掲げる目的を達成するために保安林として指定された森林のある地域
- (7) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国立公園の区域(これらの地域のうち知事が指定する区域を除く。)
- (8) 兵庫県立自然公園条例(昭和38年兵庫県条例第80号)第3条第1項の規定により指定された自然公園の区域(知事が指定する区域を除く。)
- (9) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域(これらの地域のうち知事が指定する区域を除く。)
- (10) 環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)第89条第1項の規定により指定された兵庫県自然環境保全地域及び同条例第95条第1項の規定により指定された環境緑地保全地域(これらの地域のうち知事が指定する区域を除く。)
- (11) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定により指定された保存樹林のある地域
- (12) 道路、鉄道、軌道及び索道の区間並びにこれらから展望できる地域で、知事が指定する区域
- (13) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域及びその他の公園、緑地等の公共空地で知事が指定する区域
- (14) 河川、池沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (15) 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (16) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の敷地
- (17) 古墳及び墓地、火葬場及び葬儀場の敷地並びに社寺及び教会の境内
- (18) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして知事が指定する地域又は場所

2 知事は、前項の規定により区域又は地域若しくは場所を指定しようとするときは、附属機関設置条例（昭和 36 年兵庫県条例第 20 号）第 1 条第 1 項に規定する景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（禁止物件）

第 5 条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
- (5) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- (6) 知事が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
- (7) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (8) 郵便ポスト及び公衆電話ボックス
- (9) 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
- (10) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- (11) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (12) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木
- (13) 景観の形成等に関する条例第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定された景観形成重要建造物及び景観形成重要樹木
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして知事が指定する物件

2 次に掲げる物件には、はり紙、はり札その他これに類するもの、広告旗（これを支える台を含む。）又は立看板その他これに類するもの若しくはこれらを掲出する物件（これらを支える台を含む。）を表示してはならない。

- (1) 電柱、街灯その他これらに類するもの（前項第 6 号に掲げるものを除く。）
- (2) アーチの支柱及びアーケードの支柱

3 道路の路面には、広告物等を表示してはならない。

4 知事は、第 1 項第 6 号又は第 14 号の規定により区域又は物件を指定しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

（許可地域等）

第 6 条 次に掲げる地域及び場所（禁止地域等を除く。以下「許可地域等」という。）において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、知事に申請して、その許可を受けなければならない。

- (1) 第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号から第 10 号までに規定する知事が指定する区域
- (2) 道路、鉄道、軌道及び索道の区間並びにこれらから展望できる地域で、知事が指定する区域
- (3) 河川、池沼、渓谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域

(4) 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域

(5) 市の区域及び都市計画法第 5 条第 1 項の規定により指定された都市計画区域の存する町の区域（前各号に掲げるものを除く。）

（適用除外等）

第 7 条 次に掲げる広告物等（第 2 号に掲げる広告物等にあつては、規則で定めるところにより知事に届け出たものに限る。）については、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項から第 3 項まで及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
- (2) 国、地方公共団体及び知事が指定する公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則で定めるもの
- (3) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等及びこれらを掲出する物件
- (4) 公益上必要な施設及び物件に寄贈者名等を表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

2 次に掲げる広告物等（第 9 号に掲げる広告物等にあつては、規則で定めるところにより知事に届け出たものに限る。）については、第 4 条第 1 項及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等（以下「自家用広告物等」という。）で規則で定める基準に適合するもの
- (2) 自己の所有し、又は管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等（以下「管理用広告物等」という。）で規則で定める基準に適合するもの
- (3) 冠婚葬祭又は祭礼のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
- (4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (5) 電車又は自動車に表示する広告物で規則で定めるもの
- (6) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）による登録を受けた自動車でその使用の本拠の位置が他の都道府県、神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市の区域内に存するものに当該都道府県（当該自動車の使用の本拠の位置が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあつては当該指定都市、同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内に存する場合にあつては当該中核市）、神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市の区域において適用される広告物等の規制に関する条例の規定に従って表示する広告物
- (7) 人、動物、車両（電車及び自動車を除く。）、船舶又は航空機に表示する広告物
- (8) 地方公共団体が設置する公共掲示板に当該地方公共団体の定める規程に従って表示する広告物
- (9) 禁止地域等のうち知事が指定する区域及び許可地域等に、営利を目的としない活動のために表示するはり紙、はり札、広告旗、立看板及びこれらを掲出する物件で規則で定めるもの

3 次に掲げる広告物等（知事に申請してその許可を受けたものに限る。）については、第4条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 自家用広告物等（前項第1号に掲げるものを除く。）
- (2) 道標、案内図板その他公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等
- (3) 禁止地域等のうち知事が指定する区域に、公衆の利便に供することを目的として表示し、又は設置する広告物等
- (4) 電車又は自動車に表示する広告物（前項第5号に掲げるものを除く。）
- (5) 第4条第1項第12号に掲げる地域に表示し、又は設置する広告物等で同号に規定する区間から視認できないもの

4 次に掲げる広告物等については、第5条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 第5条第1項第2号、第9号及び第10号に掲げる物件に表示し、又は設置する自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (2) 第5条第1項各号に掲げる物件に表示し、又は設置する管理用広告物等

（経過措置）

**第8条** 一の地域若しくは場所又は物件が禁止地域等若しくは許可地域等又は第5条第1項各号に掲げる物件になった際、当該地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該地域若しくは場所又は物件が、禁止地域等若しくは許可地域等又は同項各号に掲げる物件になった日（以下「基準日」という。）から1年間（この条例の規定による許可を受けていた広告物等で基準日における当該許可の残存期間が1年を超えるもの及び規則で定める堅固な広告物等にあつては、規則で定める期間）は、第4条第1項、第5条第1項、第6条及び第15条の規定は、適用しない。当該期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において、当該期間が経過したときは、当該申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

（禁止広告物等）

**第9条** 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したものの
- (2) 著しく破損し、又は老朽化したものの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるものの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものの
- (5) 道路交通の安全を阻害し、又は阻害するおそれがあるものの

（許可の基準）

**第10条** 知事は、広告物等が規則で定める許可の基準に適合する場合に限り、第6条又は第7条第3項の規定による許可をすることができる。

（許可の特例）

**第11条** 知事は、前条の規定にかかわらず、広告物等が審議会の意見を聴いて別に定める基準に適合する場合であつて、地域の良好な景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、第6条又は第7条第3項の規定による許可をすることができる。

（許可の期間及び条件）

**第12条** 知事は、第6条又は第7条第3項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

2 前項に規定する許可の期間は、2年を超えることができない。

3 知事は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による許可の期間の更新について準用する。

（許可の表示）

**第13条** 第6条又は第7条第3項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等に、規則で定めるところにより、許可を受けた旨の表示をしなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

（変更等の許可）

**第14条** 第6条又は第7条第3項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、知事に申請して、その許可を受けなければならない。

2 第10条から前条までの規定は、前項の規定による許可について準用する。

（広告物等の総表示面積の規制）

**第15条** 許可地域等において、高さが15メートルを超える建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）に表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計は、規則で定める基準により算定した面積を超えてはならない。

2 前項に規定するもののほか、第4条第1項第1号に規定する知事が指定する区域又は都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域にあつては、一の敷地内に表示し、又は設置する広告物等（自家用広告物等を除く。）の表示面積の合計は、規則で定める面積を超えてはならない。

（管理義務）

**第16条** 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、当該広告物等に関して補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

2 広告物等を表示し、又は設置する者は、県内に住所、事業所又は営業所を有しない場合においては、県内に住所を有する者のうちから当該広告物等を管理する者を置かなければならない。

（除却義務）

**第17条** 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。

- (1) 許可の期間が満了したとき。
- (2) 第19条の規定により許可が取り消されたとき。
- (3) 広告物等の表示又は設置が必要でなくなったとき。
- (4) 第8条に規定する広告物等について、同条の規定による期間が経過したとき。

2 この条例の規定による許可に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(措置命令)

**第18条** 知事は、この条例又はこの条例に基づく許可に付した条件に違反して広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者に対し、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上以上の期限を定めて、当該広告物等の改修、移転、除却その他良好な景観若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、法第7条第2項の規定により広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(保管した広告物等の公示及び売却)

**第18条の2** 知事は、法第8条第1項の規定により広告物等を保管したときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日
- (3) 当該広告物等の保管を始めた日及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

2 前項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(法第7条第4項の規定により除却した広告物については、2日間)、公衆の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 前号の方法による公示に係る広告物等のうち特に貴重と認められるものについては、当該公示の期間が満了してもなお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前項各号に掲げる事項を公報に登載すること。

3 知事は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等が、滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項第1号の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物等の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物等を返還することができない場合において、評価した広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
  - (2) 特に貴重な広告物等 3月
  - (3) 前2号に定めるもの以外の広告物等 14日
- 4 前項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関して専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(許可の取消し)

**第19条** 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第12条第1項(同条第4項又は第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第14条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第18条第1項の規定による知事の命令に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

**第20条** 削除

(処分、手続等の効力の承継)

**第21条** 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者について変更があった場合においては、この条例の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとなす。

(管理者等の届出)

**第22条** この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、当該広告物等を管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。当該広告物等を管理する者を変更し、又は廃止したときも、また同様とする。

2 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者に変更があったときは、新たに当該広告物等を表示し、又は設置する者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者及び当該広告物等を管理する者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する者は、当該広告物等が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

### 第3章 広告景観モデル地区

(広告景観モデル地区の指定)

**第23条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち広告物等と地域環境との調和を図ることが特に必要であると認める区域を、広告景観モデル地区として指定することができる。

- (1) 主要な道路に沿った地域
- (2) 河川、溪谷、森林及びこれらの付近の地域
- (3) 駅前、街路沿い(第1号に掲げる地域を除く。)、官公署の周辺等で、その地域を代表し、又はその地域の特徴を表している区域
- (4) 景観の形成等に関する条例第8条第1項又は第3項の規定により指定された景観形成地区(同条第1項第4号に規定する沿道

景観形成地区を除く。)及び同条例第 15 条第 1 項又は第 3 項の規定により指定された風景形成地域

(5) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例第 7 条第 1 項の規定により指定された緑豊かな環境形成地域(同条例第 9 条第 2 項の規定により区分された区域に限る。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、地域の良好な景観の形成を図ることが特に必要であると認められる地域

2 市町長は、前項各号に掲げる地域のうち広告物等と地域環境との調和を図ることが特に必要であると認める区域を、広告景観モデル地区として指定することを知事に要請することができる。

3 知事は、広告景観モデル地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くものとする。ただし、指定しようとする区域が前項の規定による要請に係るものであるときは、関係市町長の意見を聴くことを要しない。

4 知事は、広告景観モデル地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該広告景観モデル地区の指定の案を、当該公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供するものとする。

5 前項の規定による公告があったときは、当該広告景観モデル地区の住民及び当該広告景観モデル地区において広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された広告景観モデル地区の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、広告景観モデル地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

7 知事は、前項の規定により、広告景観モデル地区の指定の案について、審議会の意見を聴こうとするときは、第 5 項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。

8 前各項の規定は、広告景観モデル地区の変更について準用する。(広告景観モデル地区基本方針等)

**第 24 条** 知事は、広告景観モデル地区を指定しようとするときは、当該広告景観モデル地区における広告物等と地域環境との調和に関する基本方針(以下「広告景観モデル地区基本方針」という。)及び当該広告景観モデル地区における広告物等の表示又は設置の方法に関する指導基準(以下「広告景観形成基準」という。)を定めるものとする。

2 広告景観モデル地区基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 地域の特性に応じた広告物等と地域環境との調和に関する基本構想

(2) 広告物等と地域環境との調和を図るための広告物等の表示又は設置の方法に関する基本的事項

3 広告景観形成基準には、広告景観モデル地区基本方針に基づき、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠その他表示又は設置の方法について指導する基準を定めるものとする。

4 知事は、広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準について、案を作成しようとするときは、広告景観モデル地区として指定しようとする区域の住民等で構成する規則で定める団体の意見を求めるものとする。

5 前条第 4 項から第 7 項までの規定は、広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準の決定又は変更について準用する。

(広告景観形成基準の遵守等)

**第 25 条** 広告景観モデル地区において広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該広告物等が当該広告景観モデル地区に係る広告景観形成基準に適合するように努めなければならない。

2 知事は、広告景観モデル地区における広告物等が当該広告景観モデル地区に係る広告景観形成基準に適合せず、当該広告景観モデル地区の地域環境と調和しないと認めるときは、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する者に対し、必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

## 第 4 章 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

**第 26 条** 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

**第 26 条の 2** 屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 商号、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名)

(5) 営業所ごとに置かれる第 26 条の 9 第 1 項に規定する業務主任者の氏名及び所属営業所の名称

2 前項の申請書には、申請者が第 26 条の 4 第 1 項各号に該当しないことを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

**第 26 条の 3** 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第 1 項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をした場合においては、その旨

を当該申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第26条の4 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第27条第1項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業を営む法人が第27条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者
- (3) 第27条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに第26条の9第1項に規定する業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第26条の5 登録を受けて屋外広告業を営む者（以下「屋外広告業者」という。）は、第26条の2第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第26条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第26条の6 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(廃業等の届出)

第26条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号に掲げる場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産

管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 県の区域内における屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者に係る登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第26条の8 知事は、第26条第2項若しくは前条第2項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第27条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該屋外広告業者に係る登録を抹消しなければならない。

(業務主任者の選任)

第26条の9 屋外広告業者は、その営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 法第10条第2項第3号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物等の表示及び設置に関して必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 都道府県又は指定都市若しくは中核市が広告物等の表示及び設置に関して必要な知識を修得させることを目的として開催する講習会（以下「講習会」という。）の課程を修了した者
- (3) 広告美術仕上げについて職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者
- (4) 知事が、規則で定めるところにより、前3号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するを行うものとする。

- (1) この条例その他広告物等の表示及び設置に係る法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物等の表示及び設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示及び設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第26条の11に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第26条の10 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第26条の11 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告)

第26条の12 知事は、屋外広告業者に対し、良好な景観若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止し、又は地域の良好な景観を形成するために必要な指導、助言又は勧告を行うこ

とができる。

(登録の取消し等)

第27条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- (2) 第26条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第26条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第26条の3第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(講習会)

第28条 知事は、規則で定めるところにより、講習会を開催しなければならない。

2 知事は、規則で定めるところにより、講習会の運営に関する事務を講習会を的確に実施する能力を有する者に委託することができる。

3 前2項に定めるもののほか、講習会に関して必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 雑則

(報告徴収、立入検査等)

第29条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置する者、広告物等を管理する者若しくは屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、広告物等の存する土地若しくは建築物若しくは屋外広告業者の営業所に立ち入り、広告物等、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)

第30条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める金額の手数料を納めなければならない。

- (1) 電卓に表示する広告物に係る許可若しくは変更の許可又はこれらの許可の期間の更新を受けようとする者 1両につき3,000円
- (2) 屋外広告業の登録又は登録の更新を受けようとする者 1件につき10,000円
- (3) 屋外広告業に係る登録事項の証明書の交付を受けようとする者 1通につき400円
- (4) 講習会の講習を受けようとする者 1科目につき2,000円

(補則)

第31条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 罰則

(罰則)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第1項又は第27条第1項の規定による命令に違反した者
- (2) 第26条第1項の規定による登録を受けずに屋外広告業を営んだ者又は不正の手段により同項の規定による登録を受けた者

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項、第5条第1項から第3項まで又は第6条の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第14条第1項の規定に違反して広告物の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転した者
- (3) 第26条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第26条の9第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者
- (2) 第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条の規定に違反した者
- (2) 第22条第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第32条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第26条の7第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第26条の10の規定に違反した者
- (3) 第26条の11の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

## 屋外広告物法(抜粋)

(目的)

**第一条** この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

**2** この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

(違反に対する措置)

**第七条** 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じることができる。

**2** 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくして確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

**3** 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第三条から第六条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

**4** 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項におい

て同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあっては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

二 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

(大都市等の特例)

**第二十七条** この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例等)

**第二十八条** 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第七条第一項に規定する認定市町村である市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

## 屋外広告物規制概要図

| 凡 例                   |                                                                                     |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 種 禁 止 地 域         |  |
| 第 2 種 禁 止 地 域         |  |
| 第 3 種 禁 止 地 域         |  |
| 許 可 地 域 (特 定 区 域)     |  |
| 許 可 地 域               |  |
| 広 告 景 観 モ デ ル 地 区     |  |
| 広 告 物 重 点 誘 導 整 備 地 区 |  |



平成25年3月調整

兵 庫 県

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値 200000（地図西像）を複製したものである。（承認番号 半 19 総複、第 408 号）」

## 禁止地域等

- [illegible]

## 許可地域等

- (1) 第4条第1項第1号が第3号まで及び第7号から第10号までに規定する加算が指定する地域
- (2) 道路、水路、鉄道及び港湾の区間並びにこれらから最寄りとなる地域で、知事が指定する地域
- (3) 河川、池沼、込谷、森林、草原、山地及びこれらの付託の地域で、知事が指定する地域
- (4) 港湾、空港、駅周辺及びこれらの付託の地域で、知事が指定する区域
- (5) 市の区域及び都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域の存する市の区域（前各号に掲げるものを除く。）



【住民ボランティアの除却活動】

【一斉パトロール活動】



【違反シール】

## お問い合わせ先

### 【市町屋外広告物担当課】

- 禁止物件、禁止地域及び許可地域等に関する事。
- 屋外広告物設置許可申請等に関する事。
- 違反広告物等に関する事。

### 【兵庫県都市政策課景観形成室】

- 屋外広告業登録等に関する事。
- 電車に表示する広告物にかかる表示の許可申請及び届出等に関する事。

兵庫県 県土整備部 まちづくり局 都市政策課 景観形成室

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL (078) 341-7711 (代) 内線 4851・4852